

## 大山町行政視察の受入れに伴う費用徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町（以下「町」という。）が他の自治体等の行政視察を受入れる際の費用徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 行政視察の対応及びそれに係る費用の徴収に関する事務は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）において行う。

(行政視察受入日時)

第3条 行政視察に対応する日時は、原則として開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、この限りではない。

(行政視察の申込み)

第4条 行政視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、行政視察申込書（様式第1号）を希望日の概ね1か月前までに所管課へ提出するものとする。

(行政視察受入れの決定)

第5条 町長は、前条に規定する行政視察の申込みを受けたときは、受入れの可否について決定し、その結果について視察者に連絡する。

(費用の徴収及び額)

第6条 町は行政視察を受入れると決定したときは、実費相当額として、視察時間半日まで視察者1人あたり3,000円を徴収するものとする。ただし、行政視察の過程において有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、別途視察者負担とする。

(費用徴収の方法)

第7条 前条に規定する費用については、町が発行する納入通知書または請求書により行政視察受入日までに徴収する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(費用徴収の免除)

第8条 町は、次の各号に掲げる視察者については、第6条に規定する費用を免除することができる。

- (1) 県内自治体及びその関係団体
- (2) 友好協定団体及びその関係団体
- (3) 前号に規定する団体に準じるとして町長が認める団体及び者
- (4) その他町長が特に必要と認める団体及び者

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行し、同日以降に申込みのあった行政視察について適用する。